

# 長官メッセージ

## 裁判員制度の施行を 迎えるにあたって

本年5月21日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が施行され、裁判員制度が実施されることになりました。

この制度は、国民の中から選ばれた「裁判員」が、刑事裁判の審理に参加し、裁判官と共に判決の内容を決めるものです。法律の専門家ではない方々が加わることによって、裁判がより国民に分かりやすく、その内容も国民の感覚を反映したものとなっていくことが期待されています。また、この制度が定着していくことにより、司法に対する国民の信頼も一層高まることと思います。

裁判員制度は、このように我が国の司法にとって大きな意義を持っていますが、そのためには国民の協力が何よりも重要です。制度の意義について御理解いただき、裁判員に選ばれた際には、多くの方々に進んで参加していただけるよう願っています。

法律が制定されてから今日まで、裁判官、検察官、弁護士らが、協力して模擬裁判などを実施し、国民に制度の意義をお伝えするとともに、分かりやすく、参加しやすい裁判が行われるよう検討を重ねてまいりました。その結果、刑事裁判は、これまでのように書類を中心とした手続から、法廷で見て、聞いて分かる手続へと大きく変わってきており、国民の裁判員制度に対する関心と理解も次第に深まってきているように思います。

他方で、裁判員になることについて不

最高裁判所長官

竹崎 博允

安や戸惑いを感じておられる方も少なくないように見受けられます。確かに、裁判員に選ばされると、何日か裁判所に出かけ、法廷での審理に立ち会っていただかなければなりません。また、証拠を検討して、判決の内容を決めるということも、多くの方にとって心理的負担を伴うものでしょう。しかし、裁判員となって刑事裁判に参加する

ことは、裁判という一つの重要な国の作用に直接加わるということであり、自分たちが生活している社会について考える貴重な機会です。また、年齢、性別、社会的な立場などの異なった人たちと真剣に意見を交換することも、得難い経験となるはずです。現在、国民が刑事司法に参加する制度として、検察審査会があります。昭和23年の制度発

足以来今日まで約53万人の方々が検察審査員又は補充員を経験しておられますが、経験した方のほとんどが、「最初は大変だと思ったけれども、やってみて良かった。」という感想を述べておられます。今年の裁判員候補者に選ばれた方には、既にその旨の通知を差し上げていると思いますが、是非積極的に参加していただきたいと思います。また、自分自身は通知を受けておられない方でも、参加する方達の仕事や生活を援助するなどの御協力をお願いいたします。

この「司法の窓」が、まさにこれから始まる裁判員制度を知っていただくのに少しでもお役に立てれば幸いです。

